

2017 年度青年研修
「情報通信技術政策（2 コース）」に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構沖縄国際センター（以下「JICA 沖縄」という。）は以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

青年研修事業は、我が国が開発途上国を対象に実施する技術協力の一環として、各国の青年リーダー層を対象に日本における専門分野の経験、技術を理解する基礎的な研修を実施することにより、対象国の国づくりを担う若手人材の知識、意識を向上させることを目的とする事業です。

本業務の遂行に当たっては、株式会社富士通ラーニングメディア（以下「特定者」という。）を契約相手先として、当機構所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は 2015 年から本研修を担当するほか、JICA 沖縄の課題別研修「行政サービス改善の為に ICT 利活用コース」など当機構の開発途上国向け分野（情報通信技術）において、沖縄県内外の情報通信分野の団体、行政機関等のネットワークを活用し研修指導を実施している団体です。

また情報通信技術分野における在外保管研修の実績があり、外国人に対する研修ノウハウやファシリテーション能力も兼ね備えていることから、本業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、下記の通り参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1. 委託業務概要

- (1) 青年研修「情報通信技術政策（2 コース）」にかかる研修委託業務（企画・運営等）
- (2) 担当部署 JICA 沖縄 研修業務課
- (3) 委託業務内容 業務の目的・内容事項（別紙 1）
研修委託上の条件（別紙 2）のとおり。

2. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 公示日において、平成28・29・30年度全省庁統一資格（以下「全省庁統一資格者」という。）において「役務の提供等」の「A」又は「B」又は「C」又は「D」の認定等級（格付）を受けている者であること。
なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。
- ② 一般契約事務取扱細則第4条第1項の規定に該当しない者。
具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。
ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
- ④ 以下を要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来におい

ても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が沖縄県暴力団排除条例（平成23年7月26日条例第35号）に定める禁止行為を行っている。

(2) 業務体制に関する要件

業務を統括するための統括責任者を選任し、JICA 沖縄担当職員と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。

(3) 技術力に関する要件

別紙「研修業務内容及び条件詳細」を実施するにあたって十分な実践経験と技術力を有する団体であること。

(4) 業務実績及び経験に関する要件

過去、海外あるいは国内の別なく、当該分野における人材育成あるいは研修事業の実績を有すること。

(5) その他必要な要件等

①契約保証金：免除

②契約書作成の要否：要

3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出	提出期間	2017年7月28日（金）午前10時から同年8月10日（金）午後4時まで
	提出場所	JICA 沖縄
	提出書類	①全省庁統一資格を有する場合：資格審査結果通知書（写）

		②有していない場合： ・登記簿謄本（写） ・財務諸表（直近2か年分）（写） ・納税証明書（その3の3）（写） ・営業経歴書（過去1年間の事業実績を示す資料など）
	提出方法	持参又は郵送（書留としてください。）
(2) 審査結果の通知	通知日	2017年8月18日（金）
	通知方法	郵送
(3) 応募要件無し の理由請求	請求場所	JICA 沖縄 研修業務課
	請求方法	持参又は郵送による。提出期限必着。 ※郵送の場合は書留としてください ※持参の場合は平日 10:00～17:00 までに上記 提出場所へ持参
	回答予定日	2017年9月15日（金）
	回答方法	郵送

4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求められます。（上記3.(3)を参照ください）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札（総合評価落札方式）または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約保証金：免除します
- (11) 共同企業体の結成：認めません
- (12) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/index.html>）にて公開中。
- (13) 情報の公開について：

本公示により、参加意思確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意のうえで、参加意思確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、参加意思確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

①公表の対象となる取引先（共同企業体を結成する場合にあっては共同企業体の構成員を含む。）

ア 当機構で役員を経験した者が再就職している法人

イ 当機構で部長相当職以上の職位を経験した者が取締役（注）として再就職している法人

（注）株式会社以外の法人にあっては、会社法に定める持分会社の社員、一般（公益）社団法人及び一般（公益）財団法人の理事、特定非営利活動法人の理事、公団／公社／公庫等の特別法により設置された特殊法人の理事、独立行政法人の理事、認可法人の理事、その他設立法に規定される同等の職務を担う全ての者

②公表する情報

ア 法人の名称

イ 法人の事業概要

ウ 上記①アに該当する場合には、当機構の役員経験者及び上記①イに該当する場合には、当該部長相当職以上の職位経験者の氏名、役職、当機構における最終役職

エ 直近の会計年度における当機構との取引高

③公表基準日

各年度において契約実績のある取引先について、各年度末時点（2017年度の場合、2018年3月31日時点）で上記①の条件に該当する場合に公表を行う。

（注）業務概要は予定段階のもので、詳細については変更される可能性もあります。

以 上